

審査項目及び選定方法

1. 審査項目及び配点

(1) 企画

① 応募動機、運営理念等について【20点】

以下の事項について審査します。

<p>ア 応募の動機</p> <p>イ 運営理念、保育・教育理念</p> <p>ウ 認定こども園の使命・役割についての法人の考え</p> <p>エ 「平川地区幼児教育・保育施設整備計画」及び保護者アンケート結果を踏まえた提案の内容</p>

② 保育及び教育内容について【50点】

実施したい保育及び教育内容に関し審査します。

<p>ア 年齢児ごとの目標、ねらい、指導内容（教育・保育）について</p> <p>イ 保育所や幼稚園と比較し、認定こども園を運営するうえで配慮する点</p> <p>ウ 特別保育事業に対する考え方（延長保育、預かり保育、一時預かり）</p> <p>エ 支援を必要とする子ども及び支援が必要な保護者への対応に係る支援体制（障がいのある子ども等への支援体制、児童養護施設に入所している子ども等の受け入れ・支援体制）</p> <p>オ その他事業に対する考え方（病児・病後児保育、休日保育、バス送迎など）</p>
--

③ 事故防止・安全対策について【20点】

認定こども園では、教育・保育サービスの提供だけでなく、安全管理や安全教育を行い、児童の安全を守ることも重要な役割となります。

このため、以下の事項について理解し、具体的な対策が示されているかを審査します。

<p>ア 安全教育の重要性への理解</p> <p>イ 危機管理体制や事故防止への取組み</p> <p>ウ 個人情報保護・管理</p> <p>エ 衛生管理、感染症対策</p> <p>オ 浸水想定区域であることを考慮した施設整備の内容</p>

④ 職員について 【20点】

充実した認定こども園の運営には、ゆとりを持った保育教諭数の確保、経験豊かな保育教諭の配置、栄養士、事務員、調理員などの専門職員の配置が大切です。当該施設を運営するに当たって、どのような職員の配置を考えているか等について審査します。

- ア 施設長（予定者）の経歴
- イ 職員の組織体制（開園時の職員の採用見込み、採用後の育成計画（研修計画を含む））
- ウ 職員の構成（年齢バランス、主任保育士や看護師、栄養士等の職員配置の考え方等）
- エ 職員の配置人数（県の配置基準との比較）
- オ 職員が働きやすい職場環境の構築、離職防止に向けての具体的な取組み内容

⑤ 給食・食育について 【10点】

子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために「食」は大変重要です。そこで給食に関し以下の事項に関し審査します。

- ア 給食の提供体制や食育に対する考え
- イ 食物アレルギー等給食に配慮を要する子どもや離乳食への対応

⑥ 家庭及び保護者との信頼関係の構築等について【20点】

子どもの生活状況、健康状態、事故発生、苦情等に対応するため、家庭との密接な連絡が取れる体制を整えておくとともに、保護者の不安解消のための支援を行うことが必要です。このため、以下の事項について審査します。

- ア 保護者との信頼関係を築くための取組み
- イ 保育料以外の保護者負担の内容
- ウ 吉野田保育所からの転園を円滑にするための取組み・提案

⑦ 地域等との交流・連携について【20点】

以下の事項について審査します。

- ア 子育て支援センターによる地域子育て支援の取組み
- イ 地域交流の取組みや地域の関係機関との連携
- ウ 小学校への円滑な接続に向けた取組み

⑧ その他独自の取組みについて 【20点】

特に力を入れたい事業や平川地区の特性を生かした取組みや施設整備などについて、内容や実現性を審査します。なお、公園内での整備の場合は、公園の活用等公園内であることを踏まえた提案となっているかについても審査します。

- ア 地域に開かれた魅力ある子育て拠点となるための取組み
- イ 施設整備にあたって工夫する点
- ウ 地域交流に寄与するイベント等への協力体制

(2) 経営内容

① 運営実績について【20点】

<審査の観点>

運営主体となる法人による認定こども園等の過去の運営実績について審査します。

※審査基準日は、令和4年12月1日とします。

※認定こども園等とは、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園、認可保育所・幼稚園を言います。

② 資金調達について 【15点】

<審査の観点>

施設の整備や運営にかかる資金が自己資金で確保されているか、借入を行う場合には借入金で確保されているかを審査します。

③ 事業費の適正な計上について【15点】

<審査の観点>

認定こども園等の整備にかかる費用、運営にかかる費用等の資金計画が、詳細な積算根拠が示され適正に計画されているかを審査します。

(3) 施設・設備

① 保育室等の面積（一人当たり）について【15点】

<審査の観点>

子どもの処遇にかかわる保育室等の広さについて、認可基準（最低基準）と比較してどの程度確保しているかを審査します。また、待機児童が発生した際に弾力的な受入れができるよう設定定員以上の受入が可能な広さを確保しているかについても併せて審査します。

② 園庭の面積について【15点】

<審査の観点>

子どもの処遇にかかわる園庭の広さについて、基準と比較してどの程度確保しているかを審査します。なお、基準とは、法人が提案する土地で整備する場合は1000㎡、公園用地を使用する場合は、認定こども園の認可基準（最低基準）とします。

③ 園児送迎用駐車場等の確保及び出入口の安全性について【10点】

<審査の観点>

子どもの送迎に必要な駐車場の確保状況について審査します。また、駐車場の出入口付近における通行時の安全性が考慮されているかを審査します。

(4) 建設予定地の立地・環境について【15点】

以下のような点について、保育の環境が良好であるかを審査します。

(着眼点の例)

- ア 利便性の良い場所に位置しているか。
- イ 土地の面積、形状等について良好な保育環境が確保されると見込まれるか。
- ウ 児童の登降園の安全確保が図られるか。
- エ 認定こども園建設により周辺に日照の問題が生ずることがないか。
- オ 周辺の建物等により認定こども園への日照、通風が著しく妨げられるようなことはないか。
- カ 周辺の騒音が認定こども園運営に支障を及ぼさないか。

※建設予定地が百目木公園の場合は、得点を12点とする。

(5) 地元自治会、近隣住民及び隣接者への説明について【15点】

<審査の観点>

地元自治会、近隣住民及び隣接地権者等へ認定こども園建設についての説明をし、理解を得られているかどうかを審査します。

2. 選考の方法について

- ・「袖ヶ浦市認定こども園事業者選定委員会」において書類審査及び提案説明・ヒアリング（必要に応じて現地調査）による審査を行い、「1.審査項目及び配点」によって採点するものとします。
- ・整備運営法人の選定は、選定委員の評価点数の平均が合計点数（300点）の6割（180点）以上であった者に対し、合計得点が最も高い者を本審査会による被選定者（整備運営法人）とします。
- ・最高得点者が複数いる場合は、応募法人がくじを引く抽選により決定するものとします。